

1 基本計画の位置付け及び対象期間

障害者基本計画（第3次）は、障害者基本法第11条第1項に基づき、政府が策定する障害者施策に関する基本計画（対象期間：平成25～29年度）で、内閣総理大臣が関係行政機関の長との協議等を経て作成の上、閣議決定されるもの。

2 基本計画の概要（当庁関係部分）

(1) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

- バリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備の推進。
- 信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等の推進。
- 生活道路における、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅等。

(2) 防犯対策の推進

- FAXやEメール等による緊急通報についての利用促進や、迅速・適切な対応。
- 障害及び障害者への理解を深めるための研修の充実、手話が可能な警察官の交番への配置等、障害者のコミュニケーション支援のための取組の推進。
- 関係機関との連携の促進等による、犯罪被害の防止及び早期発見。

(3) 司法手続等における配慮等

- 被疑者又は被告人である障害者の意思疎通等への適切な配慮及び刑事手続に携わる職員に対する理解促進のための研修の実施。
- 知的障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行等の継続。

3 今後の予定

平成25年9月27日 閣議決定

1 改正の趣旨

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第7条第1項及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）第3条に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「犯給法施行規則」という。）第12条第7号において、遺族給付金及び障害給付金との調整対象となる他の法令による公的給付として、「災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定による扶助金」を掲げているところ、第183回国会において、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号。以下「改正法」という。）が成立し、同法第3条の規定により、災害救助法第29条の規定が第12条に繰り上げられること等となったことから、改正法の施行に伴い、犯給法施行規則第12条について所要の改正を行うものである。

2 施行期日

改正法第3条の規定に係る施行期日を定める改正法附則第1条に掲げる規定の施行の日（平成25年10月1日）から施行する。ただし、スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（平成25年法律第11号）の施行に伴う改正規定は公布の日から施行する。

3 行政手続法に基づく意見公募手続の必要性

本犯給法施行規則改正は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号が規定する「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理」に該当することから、意見公募手続を経る必要はない。

1 趣旨

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第73号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則」（平成12年11月21日国家公安委員会規則第18号。以下「規則」という。）について所要の改正を行うもの。

2 規則案の概要

(1) 警告及び禁止命令等の申出をした者に対する通知制度関係

警察本部長等が警告をしなかった場合及び都道府県公安委員会が禁止命令等をしなかった場合に、警告又は禁止命令等の申出をした者に対して交付する通知書の様式を定める（第3条、第7条、別記様式第3号、別記様式第6号）。

(2) 警告の申出をした者による禁止命令等の申出制度関係

禁止命令等申出書の提出を受けることなどにより禁止命令等の申出の受理を行うこととするとともに、当該禁止命令等申出書の様式を定める（第5条、別記様式第4号）。

(3) 警告の申出をした者の居所の確認等

警告等を受けた者及び警告の申出をした者（以下「警告等を受けた者等」という。）については、住所に加えて居所も把握するため、次の改正を行う。

ア 警告等をした場合の都道府県公安委員会への報告事項に、警告等を受けた者等の居所を追加する^(注)（第4条、第9条）。

イ 警告の申出をした者は、住所の移転に加え、警察署の管轄区域を異にして居所を移転した場合も届出の対象とするとともに、当該届出は、書面によらず口頭等でも可能とする（第10条）。

ウ 警告を受けた者等が住所又は居所を他の都道府県公安委員会の管轄区内に移転した場合、他の都道府県公安委員会への通知事項に警告を受けた者及び警告の申出をした者の居所を追加する^(注)（第13条）。

(注) 警告等を受けた者については、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときに限る。

3 意見募集の結果

規則案について、平成25年8月9日から9月7日までの間、意見公募手続を実施したところ、14件の意見が寄せられた。寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は別添のとおりである。

4 今後の予定

平成25年10月3日（木） 施行

公安委員会

説明資料No. 4

消費税転嫁対策特別措置法の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書の様式を定める告示について

平成25年9月19日
生活安全企画課
交通企画課

1 経緯

第183回国会において、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するための、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が成立した。

同法では、第15条第1項及び第2項において、事業者の事業を所管する主務大臣は、事業者による消費税の転嫁を阻害する行為（※）を是正するために必要があると認めるときは、その職員に事業者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができることが規定され、また、同条第3項において、職員が立入検査を実施する際は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならないことが規定されている。

※ 商品等の対価の額を減じるなどして、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと
自己の供給する商品等の取引について、取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の
表示をすること 等

2 内容

消費税転嫁対策特別措置法第15条第1項又は第2項の規定により、国家公安委員会の所管する事業について警察庁の職員に立入検査を行わせる場合にその身分を示す証明書の様式を定めるもの。

3 施行日

平成25年10月1日（消費税転嫁対策特別措置法の施行の日）

1 意見募集の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号。以下「改正法」という。）の施行に伴う道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

平成25年9月20日（金）から平成25年10月19日（土）

3 主な内容（別添資料参照）

(1) 道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要（別紙1）

ア 自己を運送するよう要求・依頼して、無免許運転が行われている自動車等に同乗する行為を禁止する規定の対象とならない自動車として、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のもの等を定めることとする。

イ 無免許運転に付する基礎点数を19点から25点に引き上げることとする。

ウ 外国運転免許証制度の対象となる国として、スロベニア共和国及びモナコ公国を加え、また、同制度の対象国からイタリア共和国を除くこととする。

(2) 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案の概要（別紙2）

避難住民が運転免許の申請を行う際に必要となる添付書類として、届出避難場所証明書を定めることとする。

4 施行期日

改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（改正法の公布の日（平成25年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成25年12月1日を予定））から施行する。

公安委員会

警察庁長官に対する開示請求の決定について

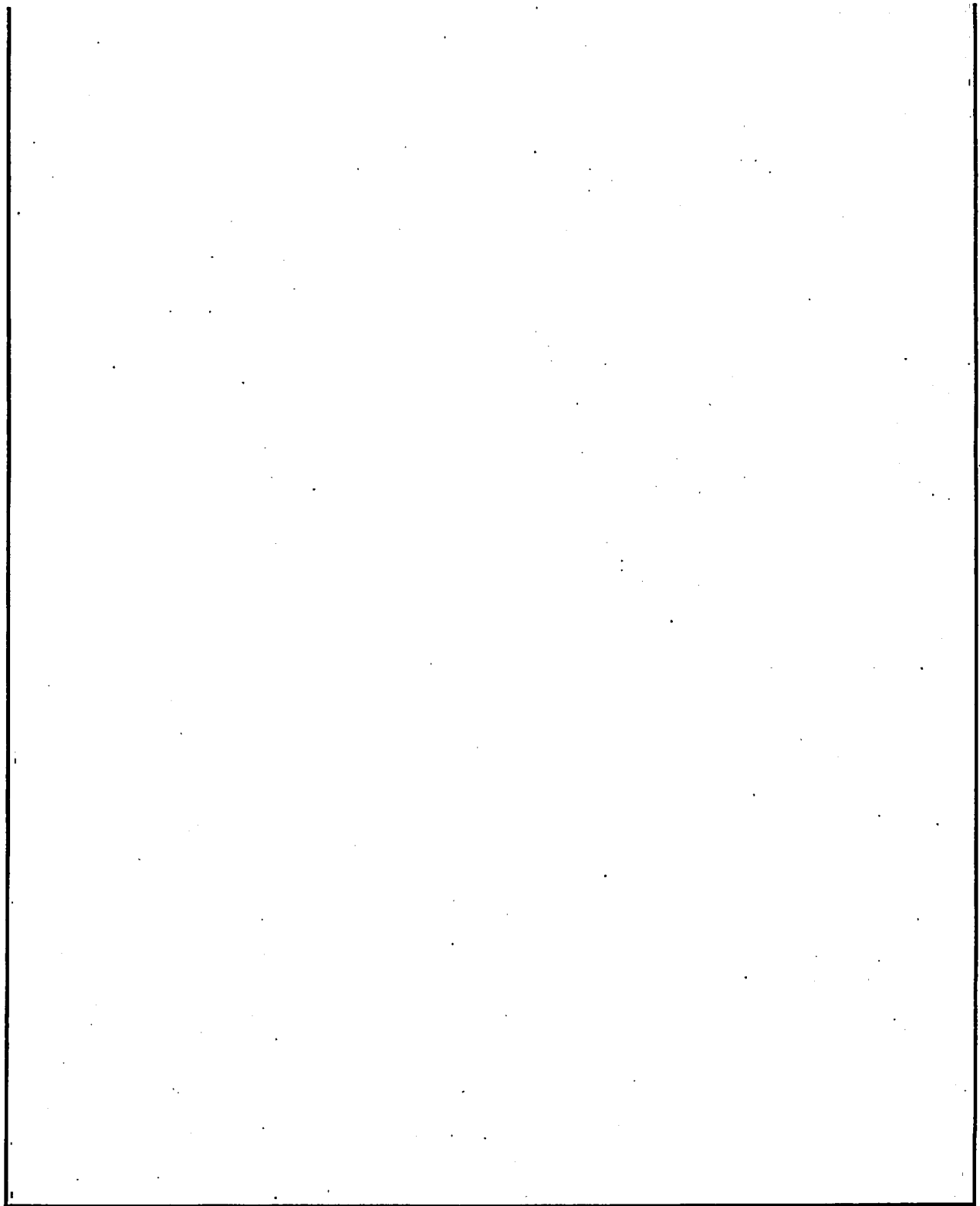
平成25年9月19日

説明資料No. 6

(行政機関情報公開法関係)

総務課

(略)



1 趣旨

現在、全国警察を挙げて、「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策（以下「警察改革関係施策」という。）を推進しているが、これにより非違事案を防止して業務を適正に遂行することはもとより、日々発生する犯罪の被害を食い止めて検挙し、治安上の脅威に迅速かつ的確に対処する積極的な警察活動を展開して初めて、警察は国民から負託された責務を全うすることができる。

そこで、下記2の点に留意して、警察改革関係施策を推進するとともに、積極的かつ合理的な組織運営を推進し、もって「国民の期待と信頼に応える強い警察」を確立する。

2 「国民の期待と信頼に応える強い警察」の確立に向けた取組の強化

(1) 警察機能の最大限の発揮に向けた組織運営の推進

- ・ 警察署の業務を中心とした業務の大胆な合理化・効率化と無理のないチェックシステムの構築
- ・ 第一線勤務員の立場から見て実効性のあるマニュアルの作成・配付
- ・ 第一線勤務員からの相談に指導・助言を行う担当官の指定やポータルサイトの整備
- ・ 警察本部各部門による主管業務に関する警察署の状況把握及び指導
- ・ 実務指導等を通じた若手職員の早期育成やその指導者の養成

(2) 非違事案対策の高度化

業務上の非違事案が発生した場合に、厳正な処分を行うことはもとより、その原因を分析して、不正の誘因を除去し、非違事案につながりにくい業務の仕組みを構築

(3) 高い規律と士気を有する職場環境の確立

- ・ 幹部自らがあるべき姿を示し、常に組織全体の緊張感を保持
- ・ 幹部と部下職員間で高い信頼関係を構築し、幹部が部下の業務を確実に掌握、業務上の失敗への的確な対処を含む積極的な指導監督

3 推進体制

- ・ 警察庁では、長官官房長を室長とする「国民の期待と信頼に応える強い警察推進室」（以下「推進室」という。）を設置し、警察庁及び都道府県警察における取組の推進強化を図る。
- ・ 都道府県警察では、各都道府県警察の実情に応じ、推進室と同様の組織を設置して取組を推進する。

公安委員会	第6回ASEAN+3及び第1回日・ASEAN	平成25年9月19日
説明資料No. 8	国際犯罪閣僚会議の開催結果について	国際課

1 会議概要

(1) 第6回ASEAN+3国際犯罪閣僚会議

ASEAN+3の分野別閣僚級会議の一つ。ASEAN10か国と日本、中国及び韓国を参加国として、ASEAN域内の国際犯罪対策について意見交換し、各国間の協力強化を図るもの。平成16年からおおむね隔年開催。

(2) 第1回日・ASEAN国際犯罪閣僚会議

ASEAN10か国と日本を参加国として、国際犯罪対策について閣僚級で意見交換し、日本とASEAN諸国間の治安分野における協力強化を図るもの。日・ASEAN友好協力40周年である本年初開催。

2 会議結果

(1) 開催地及び開催日

平成25年9月18日（水）於：ラオス人民民主共和国・ビエンチャン

(2) 出席者

古屋国家公安委員会委員長

(3) 概要

- ・ 古屋国家公安委員会委員長より、2020年オリンピック等開催に向け、我が国として今後、万全の体制で安全対策を進めていく旨発言。
- ・ サイバー犯罪対策、国際テロ対策、薬物取引といったASEAN域内を取り巻く深刻な課題への対処能力向上及び国際協力の必要性を強調するとともに、引き続き、ASEAN諸国に対する対処能力向上支援施策等を通じて、我が国として地域の平和と安定に貢献していく意志を表明。
- ・ 拉致問題への理解、解決のために国際社会が連携していくことの重要性等について発言。
- ・ テロや国境を越える犯罪と闘うための協力の強化や、拉致問題等国際的な人道上の問題を解決することの重要性を強調する旨の内容を含む共同声明を採択。

3 その他

ラオス首相への表敬、ラオス治安維持大臣、ベトナム公安大臣との会談を実施し、国際犯罪対策における警察間協力の強化や拉致問題等について意見交換。

1 目的

防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関・団体及び警察が、期間を定め、地域安全活動を更に強化するとともに、その相互間の連携の一層の緊密化を図ることにより、地域安全活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、もって安心して暮らせる地域社会の実現を図る。

2 期間

平成25年10月11日（金）から20日（日）までの10日間

3 主催

警察庁、都道府県警察、公益財団法人全国防犯協会連合会、都道府県防犯協会及び都道府県暴力追放運動推進センター

4 運動重点

警視庁及び各道府県警察本部並びに各警察署において、地域住民等の安全・安心を脅かしていると認められる種類の犯罪、あるいは、子供、女性、高齢者等、被害者層に着目し、最も適切と認められる事項を選定。

〔選定された運動重点(多い順)〕

	警察本部	警察署
1	振り込め詐欺防止	自転車盗防止
2	子供と女性の犯罪被害防止	振り込め詐欺防止
3	侵入盗防止	子供と女性の犯罪被害防止

5 公益財団法人全国防犯協会連合会設立50周年記念 平成25年全国地域安全運動中央大会

- (1) 日時 9月24日（火）午後2時00分～（於：明治記念館）
- (2) 主催 警察庁及び公益財団法人全国防犯協会連合会
- (3) 内容 秋篠宮同妃両殿下の御臨席を仰ぎ、防犯活動に尽力し、犯罪の防止に功労があったと認められる者、団体、地域安全運動に関するポスター・標語最優秀者等に対する表彰、大会宣言等を行う。
- (4) 出席者 国家公安委員会委員長、受賞者、警察庁長官、生活安全局長等

6 「安全・安心なまちづくりの日」関連行事

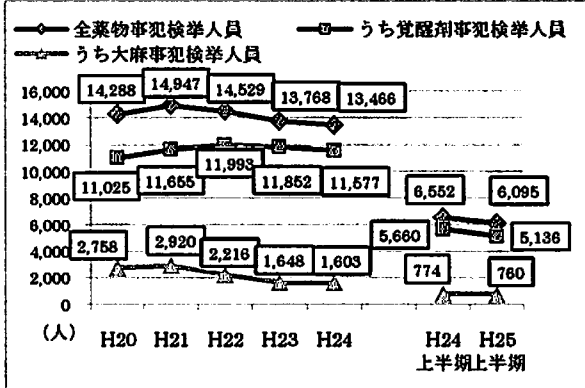
平成17年12月開催の犯罪対策閣僚会議において、10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」に決定。以下の関連行事を開催。

- 安全・安心なまちづくり関係功労者表彰(内閣総理大臣表彰) 10月17日(木)
- 防犯ボランティアフォーラム 10月27日(日)

【薬物情勢】

1 薬物事犯の検挙状況

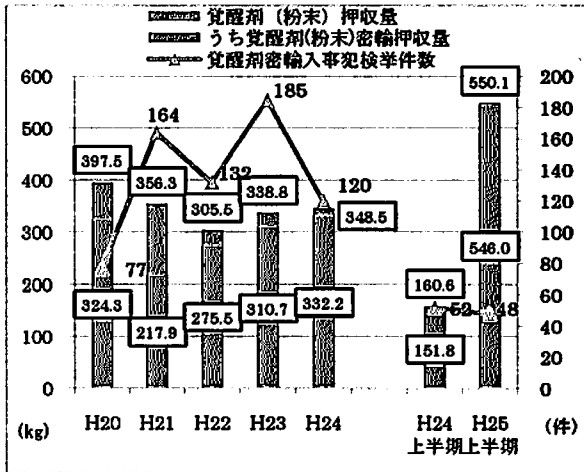
- 全薬物事犯の検挙人員は 6,095 人と、前年同期比で減少 (-457 人、-7.0%)
 - ・ 覚醒剤事犯 5,136 人 (前年同期比 -524 人、-9.3%)
 - ・ 大麻事犯 760 人 (前年同期比 -14 人、-1.8%)



1~4 頁

2 覚醒剤の押収状況及び同密輸入事犯の検挙状況

- 覚醒剤(粉末)の押収量は上半期で昨年中の年間押収量 (348.5 kg) を既に超過
 - ・ 年間押収量 500 kg 以上は平成 12 年以来 13 年ぶり
- 船舶利用の大量密輸入検挙により押収量は大幅増
 - ・ 押収量の 99% が密輸



5・6・10 頁

3 「脱法ドラッグ」対策

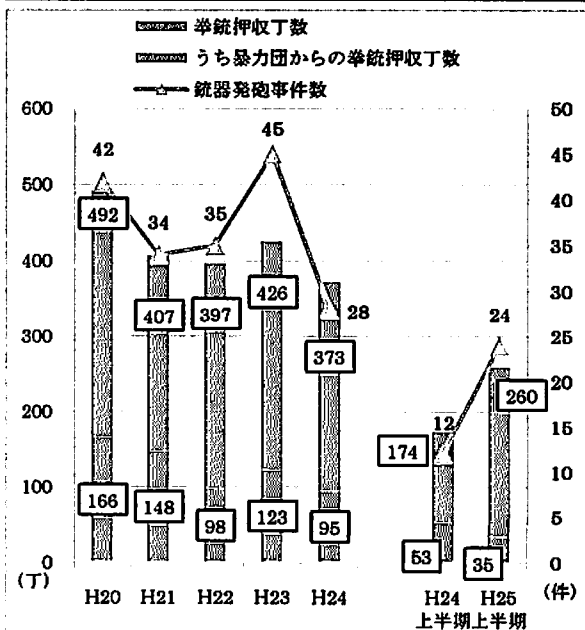
- 51 事件 (前年同期比 +35 事件、+218.8%)、66 人 (同 +41 人、+164.0%) を検挙
- 迅速な指定薬物への指定と麻薬への格上げによって、乱用者に対する所持・使用罪適用が可能となり、麻向法違反の適用が増加

	H22		H23		H24		H24 上半期		H25 上半期	
	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員	事件数	人員
指定薬物に係る薬事法違反	5	9	5	6	34	57	7	15	10	16
麻向法違反	1	1	0	0	17	26	3	4	19	27
交通関係法令違反	0	0	0	0	19	19	4	4	17	17
その他	0	0	0	0	6	10	2	2	5	6
合計	6	10	5	6	76	112	16	25	51	66

4・10 ~11 頁

【銃器情勢】

- 銃器発砲件数は前年同期比増加死傷者数 (3 人) は減少 (前年同期比 -4 人、-57.1%)
- 拳銃の押収丁数 (260 丁) は増加 (前年同期比 +86 丁、+49.4%)
 - ・ 暴力団からの押収丁数 (35 丁) は減少 (-18 丁、-34.0%)



12~15 頁

【今後の取組方針】

- 薬物密輸・密売組織及び末端乱用者の取締りの強化
- 指定薬物の厳正な取締り及び「脱法ドラッグ」対策の強化
- 様々な捜査手法や拳銃 110 番報奨制度を活用した拳銃情報の収集と摘発の強化